

法定協議会への移行について

令和 5 年度より瑞浪市地域公共交通会議を瑞浪市地域公共交通協議会（仮）に移行します。

1 移行理由について

（1）地域公共交通計画の策定

令和 2 年 1 1 月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、各自治体において「地域公共交通計画」の策定が努力義務とされ、本市においても現行の「瑞浪市地域公共交通総合連携計画」の期間が令和 5 年度までとなっていることから、地域公共交通計画の策定が必要である。

（2）補助金の活用

地域公共交通計画の策定にあたっては、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用したいことから、当該補助金交付要綱に対応し、計画策定及び事業実施団体となる「法定協議会」が必要となる。

2 法定協議会について

（1）公共交通会議との違い

地域公共交通会議の根拠法規は「道路運送法」であり、乗合バスやタクシーなど、旅客自動車運送事業（道路上で自動車を用い、旅客から運賃を得て運送サービスを提供するもの）が協議対象である。

一方で法定協議会の根拠法規は「地域公共交通活性化再生法」であり、バスやタクシーだけではなく、福祉輸送や商業施設の送迎サービス等、地域の輸送資源を総動員しながら地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に努めていくため、全ての交通が対象となる。また、地域公共交通会議のように事業規制に関わるような機能はなく、地域公共交通計画の策定及び実施が主な役割である。

（2）一体的な運用

法定協議会と地域公共交通会議は、機能が違うとはいえ、参加する関係者がほぼ同じであり、また、法定協議会で策定した地域公共交通計画に基づく事業を実施するには、道路運送法上の手続きが必要であることが想定されるため、別々に会議を開くことは非効率である。そのため、今後は法定協議会に地域公共交通会議で行う協議を含めて、一体的な運用を行っていく。

3 構成委員について

法定協議会の委員は以下のとおりとする。

No.	法定協議会委員
1	瑞浪市副市長（会長）
2	中部大学工学部磯部教授（学識経験者）
3	国土交通省中部運輸支局岐阜運輸支局
4	国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所
5	岐阜県都市建築部都市公園整備局
6	多治見警察署
7	岐阜県多治見土木事務所
8	岐阜県バス協会
9	岐阜県タクシー協会
10	東濃鉄道株式会社
11	平和コーポレーション株式会社
12	瑞浪市連合自治会
13	東濃厚生病院
14	瑞浪市民生部長
15	瑞浪市教育委員会事務局長
16	瑞浪市経済部長
17	瑞浪市建設部土木課長
18	瑞浪市民 ※公募により選任する

（参考）地域公共交通活性化再生法第 6 条（抜粋）

（協議会）

第六条 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者